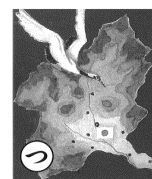




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日（火） 号外（第10号）

目次

ページ

規 則

○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）	2
○群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（文化振興課）	2
○群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（同）	10
○群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則（同）	15
○群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（同）	20
○群馬県立美術館の特別観覧料等に関する規則を廃止する規則（同）	29
○群馬県立歴史博物館の特別観覧料等に関する規則を廃止する規則（同）	29
○群馬県立自然史博物館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則を廃止する規則（同）	29
○群馬県立土屋文明記念文学館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則を廃止する規則（同）	29
○社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則（健康福祉課）	29
○群馬県文化財保護条例施行規則（文化財保護課）	36
○群馬県文化財保護審議会条例施行規則（同）	71
○群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則（同）	71
○群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則（同）	78

■規則

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十五号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則(平成十一年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項上欄中「(壘)」を「(塁)」に改め、同表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 条例別表第一の十八の三の項(五)に規定する県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等で別に規則で定めるもの(当該史跡名勝天然記念物が一の市の区域内に存する場合に限る。)

- (一) 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- (二) 工作物(建築物を除く。以下この(二)において同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過しては、工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- (三) 群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号)第四十条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- (四) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- (五) 建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物の除却
- (六) 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

第四条の表に次のように加える。

六 条例別表第二の三十五の項(二)に規定する群馬県文化財保護条例の施行のための規則に基づく申請又は届出等で規則で定めるもの

群馬県文化財保護条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十五号)に基づき文化財に関する知事に提出される申請又は届出等

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条の表一の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十六号

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則

第一条 この規則は、群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(休館日)

第三条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、四月二十九日から五月五日までの間及び八月十五日を含む週は、休館しない。

一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)

(七) 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取  
(八) 群馬県指定天然記念物による生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該動物の飼育、当該捕獲した動物の標識若しくは発信機の装着又は当該動物の血液その他の組織の採取

二十二月二十九日から翌年一月三日まで  
 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第四条 美術館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、美術館への入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(観覧券等)

第五条 知事は、条例第五条第一項に規定する観覧料が納められたときは、観覧券を交付するものとする。次項に規定する書面の提出があつたときも同様とする。

2 条例第五条第二項の相当の理由は、観覧料を納付することを証する書面で知事があらかじめ認めたものの提出により、観覧料を納付することが確実であると認められることとする。

(特別観覧の承認等)

第六条 条例第六条第一項の規定による特別観覧の承認を得ようとする者(次項において「特別観覧申請者」という。)は、群馬県立美術館特別観覧申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する特別観覧の承認は、同項の規定により提出された当該申請書の写しに承認印(別記様式第二号)を押し、これを特別観覧申請者に交付することにより行うものとする。

3 条例第六条第二項の規則で定める特別観覧料の額は、別表第一に定めるとおりとする。

(施設等の使用の承認)

第七条 条例第八条第一項の規定による使用の承認を得ようとする者は、群馬県立美術館施設等使用承認申請書(別記様式第三号)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する使用の承認は、群馬県立美術館施設等使用承認書(別記様式第四号)を当該申請をした者に交付することにより行うものとする。

第八条 条例別表第二の規則で定める食堂の使用料の額は、知事が別に定める。

2 条例別表第二の規則で定める附属設備の使用料の額は、別表第二に定めるとおりとする。

3 条例第十四条の規定により、使用料の全部又は一部を免除する場合等は、知事が別に定める。

(観覧料等の免除)

第九条 条例第十四条の規定により、観覧料又は特別観覧料の全部又は一部を免除する場合は次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれに類する学校その他の施設の生徒並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき

条例別表第一に定める観覧料の全部の額

二 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒を引率して、これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に定める観覧料の全部の額  
 三 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が観覧するとき 条例別表第一に定める観覧料の全部の額  
 四 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき 条例別表第一に定める観覧料及び別表第一に定める特別観覧料のうち知事が相当と認める額

2 前項第一号又は第二号の観覧料の免除を受けようとする者(次項において「観覧料免除申請者」という。)は、あらかじめ群馬県立美術館観覧料免除申請書(別記様式第五号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 前項に規定する観覧料の免除の承認は、同項の規定により提出された申請書の写しに承認印を押し、これを観覧料免除申請者に交付することにより行うものとする。(遵守事項)

第十条 美術館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 展示品に触れないこと。
  - 二 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
  - 三 許可を受けないで模写、模造、撮影等を行わないこと。
  - 四 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
  - 五 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- 2 美術館の長(以下「館長」という。)及びその職員は、前項各号の事実があると認めるとき又は美術館の管理上必要があると認めるときは、当該入館者に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(補則)  
 第十一条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一(第六条、第九条関係)

区 分	特 別 観 覧 料 (一人につき)
区 分	特別観覧料 (一人につき)
模写・模造	一点一日につき 五一〇円
熟 覧	一点一日につき 五一〇円
模写・模造	一点一日につき 一、〇三〇円
区 分	学術研究を目的とする 出版等の収入を伴う場合

別表第二(第八条関係)

備考一 屏風びょうぶは、一双を一点とする。  
 二 一そろいをなす卷子は、一卷を一点とする。  
 三 掛軸は、一幅を一点とする。  
 四 その他の美術品及び資料は、各個を一点とする。  
 五 撮影に係る特別観覧料の徴収単位は、撮影した枚数一枚ごととする。

撮 影	
モノクローム	五二〇円
カラー	一、〇三〇円
	三、六六〇円
	五、一三〇円

映写設備	照明設備		音響設備	区 分	使 用 料
	照明Aセット	照明Bセット			
ビデオプロジェクター (スクリーンを含む。)	一回につき	一回につき	一回につき		一、〇三〇円
スライド映写機 (スクリーンを含む。)	一回につき	一回につき	一回につき		二、六一〇円
音響装置一式	一回につき	一回につき	一回につき		五、一三〇円
					五二〇円
					一、五六〇円

備考一 使用料の徴収単位一回につきとは、四時間以内の使用とする。  
 二 照明Aセットとは、フットライト及びボーダーライトをいう。  
 三 照明Bセットとは、フットライト、ボーダーライト、ホリゾントライト、スポットライト及びサイドスポットライトをいう。  
 四 音響装置一式とは、音響調整卓、コンデンサマイク、ワイヤレスマイク、ダイナミックマイク、プロセリアムスピーカー及びはねかえり用スピーカーをいう。

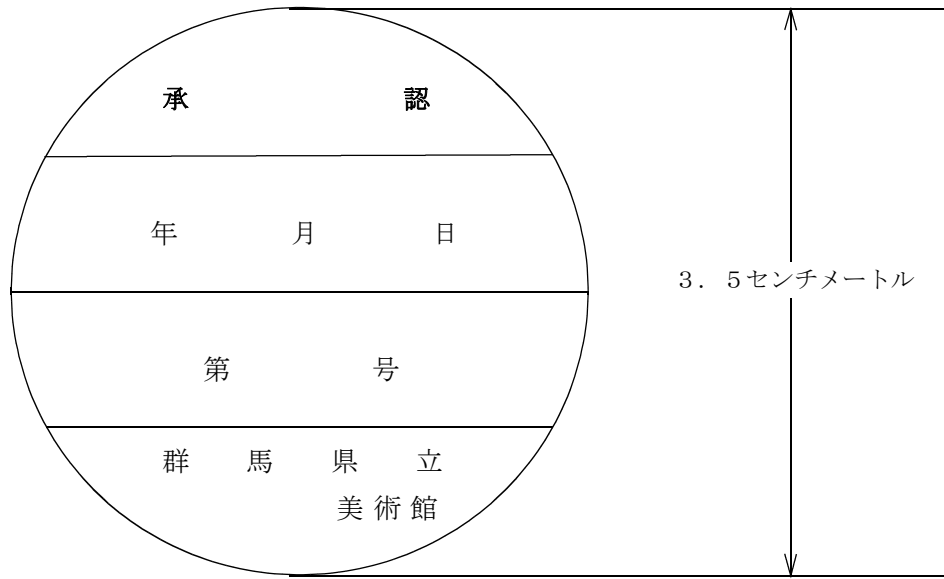
別記様式第1号(規格A4)(第6条関係)

群馬県立美術館特別観覧申請書					
群馬県立 美術館長あて				年 月 日	
次のとおり申請します。				住所 氏名 (電話)	
美術品等の名称	点	数	作 者 名		
目 的					
方 法	熟覧・模写・模造・撮影				
観 覧 日 時	年 月 日		時 分 時 分	から まで	
料    金	熟 覧		点	円	計    円
	模 写 ・ 模 造		点	円	
	撮 影	モノクローム	点	円	
		カラー	点	円	

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 寄託された美術品等又は著作権のある美術品等を特別観覧する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付すること。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

別記様式第2号(第6条関係、第9条関係)



別記様式第3号(規格A4)(第7条関係)

群馬県立 美術館施設等使用承認申請書		年 月 日			
群馬県立	美術館長あて				
		住 所 職業・団体名 代表者住所 フリガナ 代表者氏名 生年月日・性別 ( 電 話 )			
次のとおり申請します。					
使 用 施 設	講堂・茶室・研修室				
附 属 設 備	照明Aセット・照明Bセット ビデオプロジェクター・スライド映写機 音響装置一式				
使 用 日 時	年 月 日 時 分 日 間 年 月 日 時 分 時 間				
使 用 目 的					
使 用 責 任 者	住 所		電 話	( )	
	フリガナ		生年月日		
	氏 名		性 別		
造作物設置の有・無	有 ・ 無	推 定 入 場 人 員	人		
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>					
使 用 料	施 設	附 属 設 備	計		
	円	円	円		
年度			使承第	年 月 日	
上記により承認してよろしいか。					
館 長					発議者

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 使用施設欄及び附属設備欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第4号(規格A4)(第7条関係)

群馬県立 美術館施設等使用承認書						
様					使承第	号
					年	月
					日	日
					群馬県立	美術館長 印
次のとおり承認します。						
使用施設	講堂・茶室・研修室					
附属設備	照明Aセット・照明Bセット ビデオプロジェクター・スライド映写機 音響装置一式					
使用日時	年	月	日	時	分から	日間
	年	月	日	時	分まで	時間
使用目的				会場責任者		
造作物設置の有・無	有・無	推定入場人員			人	
使用料	施設	附属設備		計		
	円	円		円		
注意事項						



別記様式第5号(規格A4)(第9条関係)

群馬県立 美術館観覧料免除申請書		年 月 日
群馬県立	美術館長あて	住所 学校名 代表者名 (電話/FAX)
次のとおり申請します。		
申請の理由		
観覧日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
観覧人数	児童及び生徒の人員	人
	引率者の人員	人
責任者氏名		
観覧料	円	

注 太枠線内のみ記入してください。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十七号

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和五十四年群馬県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、四月二十九日から五月五日までの間及び八月十五日を含む週は、休館しない。

- 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第四条 博物館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、博物館への入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(観覧券等)

第五条 知事は、条例第五条第一項に規定する観覧料が納められたときは、観覧券を交付するものとする。次項に規定する書面の提出があつたときも同様とする。

2 条例第五条第二項の相当の理由は、観覧料を納付することを証する書面で知事があらかじめ認めたものの提出により、観覧料を納付することが確実であると認められることとする。

(特別観覧の承認等)

第六条 条例第六条第一項の規定による特別観覧の承認を得ようとする者は、群馬県立歴史博物館特別観覧申請書(別記様式第一号。以下「特別観覧申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の特別観覧の承認は、同項の規定により提出された特別観覧申請書の写しに承認印(別記様式第二号)を押し、これを当該申請をした者に交付することにより

行うものとする。

3 条例第六条第二項の規則で定める特別観覧料の額は、別表に定めるとおりとする。  
(観覧料等の減免)

第七条 条例第八条の規定により、観覧料又は特別観覧料の全部又は一部を免除する場合は次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は当該各号に掲げる額とする。

一 県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに類する学校その他の施設の生徒並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき  
条例別表に定める観覧料の全部の額

二 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒を引率して、これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき  
条例別表に定める観覧料の全部の額

三 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が観覧するとき  
条例別表に定める観覧料の全部の額

四 教育普及及び学術研究を目的として特別観覧するとき  
別表に定める特別観覧料の全部の額

五 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき  
条例別表に定める観覧料及び別表に定める特別観覧料のうち知事が相当と認める額

2 前項第一号又は第二号の観覧料の免除を受けようとする者は群馬県立歴史博物館観覧料免除申請書(別記様式第三号。以下「観覧料免除申請書」という。)を、同項第四号の特別観覧料の免除を受けようとする者は特別観覧申請書をそれぞれ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に規定する観覧料の免除の承認は観覧料免除申請書の写しに、特別観覧料の免除の承認は特別観覧申請書の写しに、承認印を押し、これらの写しをそれぞれ当該申請した者に交付することにより行うものとする。

(遵守事項)

第八条 博物館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 展示品に触れないこと。
- 二 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
- 三 許可を受けないで模写、模造、撮影等を行わないこと。
- 四 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- 五 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

2 博物館の長(以下「館長」という。)及びその職員は、前項各号に違反する者があるとき又は博物館の管理上必要があると認めるときは、当該入館者に対し必要な措置をとることができる。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は知事の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
別表(第六条関係)

撮影	模写・模造 実測・採拓	熟覧	区分
三、九四〇円	二、六二〇円	一、三〇〇円	特別観覧料(一点につき)

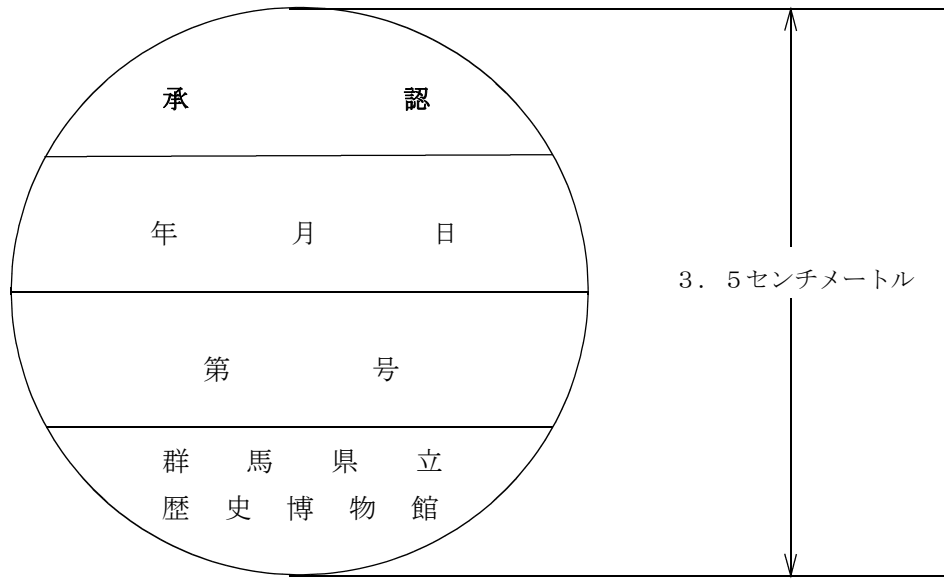
別記様式第1号(規格A4)(第6条、第7条関係)

群馬県立歴史博物館特別観覧申請書							
					年 月 日		
群馬県立歴史博物館長 あて							
住 所							
氏 名							
(電話/FAX)							
次のとおり申請します。							
資	料	名	称	点	数	備	考
目				的			
方				法			
				熟 覧 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ 実 測 ・ 採 拓 ・ 撮 影			
観				覧			
				日 時			
				年 月 日			
				時 分			
				時 分			
				分から			
				分まで			
料	1 有料	熟 覧		点	円	計	
		模 写 ・ 模 造		点	円	円	
		実 測 ・ 採 拓		点	円		
	撮 影		点	円	円		
金	2 無料	第7条第1項第4号又は第5号の規定により免除					

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 寄託された資料又は著作権のある資料を特別観覧する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付すること。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

別記様式第2号(第6条関係、第7条関係)



別記様式第3号(規格A4)(第7条関係)

群馬県立歴史博物館観覧料免除申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 群馬県立歴史博物館長 あて <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     住 所                      学 校 名                      代 表 者 名                      (電話/FAX)                 </div> 次のとおり申請します。	
申 請 の 理 由	
観 覧 日 時	年 月 日 時 分 時 分 分 分 分 分 分 分
観 覧 人 数	児童及び生徒の人員 <span style="float: right;">人</span>
	引率者の人員 <span style="float: right;">人</span>
責 任 者 氏 名	
観 覧 料	円

注 太枠線内のみ記入してください。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十八号

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第八号。以下「条例」という。)の規定に基づき、群馬県立自然史博物館の施設のうち博物館(以下「博物館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券等)

第二条 知事は、条例第六条第一項に規定する観覧料が納付されたときは、観覧券を交付するものとする。次項に規定する書面の提出があつたときも同様とする。

2 条例第六条第二項の相当の理由は、観覧料を納付することを証する書面で知事があらかじめ認めたものの提出により、観覧料を納付することが確実であると認められることとする。

(特別観覧の承認)

第三条 条例第七条第一項の規定による特別観覧の承認を得ようとする者は、群馬県立自然史博物館特別観覧申請書(別記様式第一号。以下「特別観覧申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の特別観覧の承認は、同項の規定により提出された特別観覧申請書の写しに承認印(別記様式第二号)を押し、これを当該申請した者に交付することにより行うものとする。

(特別観覧料)

第四条 条例第七条第二項に規定する規則で定める特別観覧料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(施設の使用料等)

第五条 条例別表第二に規定する施設の使用に関する事項及び使用料の額は、知事が別に定める。

(観覧料等の減免)

第六条 条例第十条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに類する学校その他の施設の生徒並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき
- 二 条例別表第一に規定する観覧料の全部の額

二 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒を引率して、これらの引率者が教育課程

に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に規定する観覧料の全部の額

三 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が観覧するとき 条例別表第一に規定する観覧料の全部の額

四 教育普及及び学術研究を目的として特別観覧をするとき 別表に規定する特別観覧料の全部の額

五 その他知事が特別の理由があると認めるとき 条例別表第一に規定する観覧料及び別表に規定する特別観覧料並びに条例別表第二に規定する施設の使用料のうち知事が相当と認める額

2 前項第一号又は第二号の観覧料の免除を受けようとする者は群馬県立自然史博物館観覧料免除申請書(別記様式第三号。以下「観覧料免除申請書」という。)を、同項第四号の特別観覧料の免除を受けようとする者は特別観覧申請書をそれぞれ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に規定する観覧料の免除の承認は観覧料免除申請書の写しに、特別観覧料の免除の承認は特別観覧申請書の写しに、承認印を押し、これらの写しをそれぞれ当該申請した者に交付することにより行うものとする。

(遵守事項等)

第七条 博物館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 指定された展示品以外は、展示品に触れないこと。
  - 二 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
  - 三 承認を得ないで模写、模造、撮影等を行わないこと。
  - 四 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
  - 五 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- 2 博物館の長(以下「館長」という。)及びその職員は、前項各号の規定に違反する入館者があると認めるとき又は博物館の管理上必要があると認めるときは、当該入館者に対し、必要な措置をとることができる。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て、館長が別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第四条関係)

区	分	特別観覧料(一点につき)
模写、模造、実測		一、六二〇円
熟	観	一、三〇〇円

撮

影

三、  
九四〇円



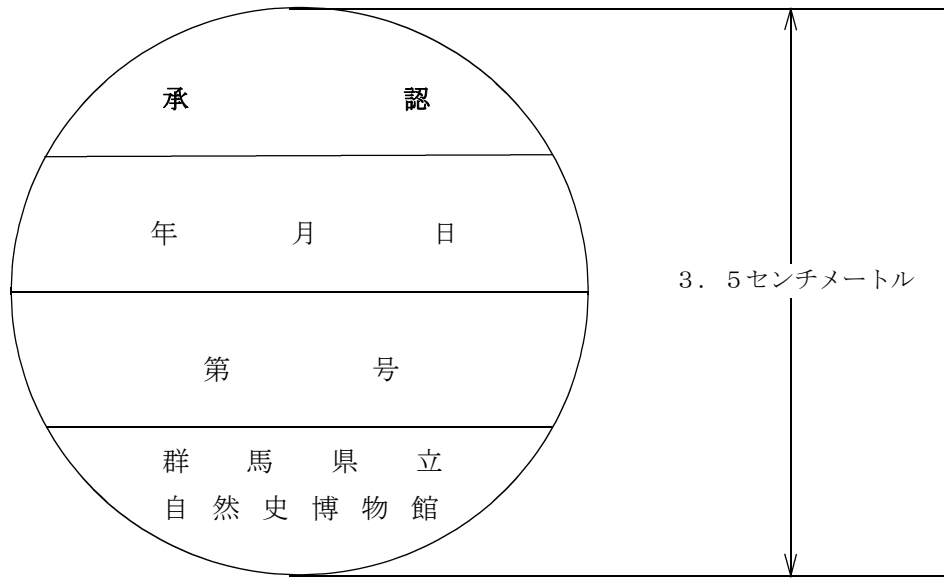
別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

群馬県立自然史博物館特別観覧申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県立自然史博物館長 へ <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 氏 名 (電話/FAX)</div> 次のとおり申請します。					
資 料 名 称	点 数	備 考			
目 的					
方 法	熟 覧 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ 実 測 ・ 撮 影				
観 覧 日 時	年 月 日 時 分 分 まで				
料 金	1 有料	熟 覧	点	円	計
		模 写 ・ 模 造 ・ 実 測	点	円	円
		撮 影	点	円	
	2 無料	第6条第1項第4号又は第5号の規定により免除			

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
- 2 寄託された資料又は著作権のある資料を特別観覧する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付すること。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

別記様式第2号(第3条関係、第6条関係)



別記様式第3号(規格A4)(第6条関係)

群馬県立自然史博物館観覧料免除申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 群馬県立自然史博物館長 あて <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     住 所                      学 校 名                      代 表 者 名                      (電話/FAX)                 </div> 次のとおり申請します。	
申 請 の 理 由	
観 覧 日 時	年 月 日 時 分 時 分 分 分 時 分 分 分
観 覧 人 数	児童及び生徒の人員 <span style="float: right;">人</span>
	引率者の人員 <span style="float: right;">人</span>
責 任 者 氏 名	
観 覧 料	円

注 太枠線内のみ記入してください。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

### 群馬県規則第三十九号

#### 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券等)

第二条 知事は、条例第六条第一項に規定する観覧料が納付されたときは、観覧券を交付するものとする。次項に規定する書面の提出があつたときも同様とする。

2 条例第六条第二項の相当の理由は、観覧料を納付することを証する書面で知事があらかじめ認められたものの提出により、観覧料を納付することが確実であると認められることとする。

(文学資料の撮影等の承認)

第三条 条例第七条第一項の規定により、文学資料の撮影又は閲覧等の承認を得ようとする者(次項において「撮影等申請者」という。)は、群馬県立土屋文明記念文学館文学資料撮影申請書(別記様式第一号)又は群馬県立土屋文明記念文学館文学資料閲覧等申請書(別記様式第二号)それぞれ正副二通を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の文学資料の撮影又は閲覧等の承認は、同項の規定により提出された当該申請書の写しに承認印(別記様式第三号)を押し、これを撮影等申請者に交付することにより行うものとする。

(撮影料)

第四条 条例第七条第二項に規定する撮影料の額は、別表第一に掲げるとおりとする。

(施設等の使用の承認)

第五条 条例第八条第一項の規定により、施設等の使用の承認を得ようとする者(次項において「使用申請者」という。)は、群馬県立土屋文明記念文学館施設等使用承認申請書(別記様式第四号)正副二通を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の施設等の使用の承認は、同項の規定により提出された申請書の副本に承認印を押し、これを使用申請者に交付することにより行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、条例別表第二に規定する喫茶室及び物品販売所の使用の承認については、知事が別に定める。

(使用の変更又は取消し)

第六条 条例第八条第一項の承認を得た者(以下「使用者」という。)は、承認を得た事項を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、群馬県立土屋文明記念文学館使用変更・取消し承認申請書(別記様式第五号)正副二通に前条第二項の規定により交付された申請書の副本を添えて、知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の使用の変更又は取消しの承認は、同項の規定により提出された申請書の副本に承認印を押し、これを使用者に交付することにより行うものとする。

(使用料)

第七条 条例第十二条の使用料で、条例別表第二に規定する喫茶室及び物品販売所の使用料の額は、知事が別に定める。

2 条例第十二条の使用料で、条例別表第二に規定する付属設備の使用料の額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(観覧料等の返還)

第八条 条例第十三条ただし書の規定により、観覧料若しくは撮影料又は使用料(以下「観覧料等」という。)の返還を受けようとする者は、群馬県立土屋文明記念文学館観覧料等返還申請書(別記様式第六号)を知事に提出しなければならない。

(観覧料等の減免)

第九条 条例第十四条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は当該各号に掲げる額とする。

一 県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに類する学校その他の施設の生徒並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に規定する観覧料の全部の額

二 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒を引率して、これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 条例別表第一に規定する観覧料の全部の額

三 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が観覧するとき 条例別表第一に規定する観覧料の全部の額

四 その他知事が特別の理由があると認めるとき 条例別表第一に規定する観覧料及び別表第一に掲げる撮影料並びに条例別表第二に規定する使用料のうち、知事が相当と認める額

2 前項第一号又は第二号の観覧料の免除を受けようとする者(次項において「免除申請者」という。)は、あらかじめ群馬県立土屋文明記念文学館観覧料免除申請書(別記様式第七号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 前項の観覧料の免除の承認は、同項の規定により提出された当該申請書の写しに承認印を押し、これを免除申請者に交付することにより行うものとする。

(休館日)

第十条 群馬県立土屋文明記念文学館(以下「文学館」という。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、四月二十九日から五月五日までの間及び八月十五日を含む週は、休館しない。

区		
分	(一点につき)	(一点につき)
	学術研究を目的とする場合	出版等の収入を伴う場合

一 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その直後の休日でない日)

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第十一条 文学館の開館時間は、午前九時三十分から午後九時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設の開館時間は、当該各号に定めるところによる。

一 常設展示室、特別展示室及び企画展示室 午前九時三十分から午後五時まで。ただし、入室時間は、午後四時三十分までとする。

二 閲覧室 午前九時三十分から午後五時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入室時間を変更することができる。

(遵守事項)

第十二条 文学館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 展示品に触れないこと。

二 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。

三 承認を得ないで模写、模造、撮影、閲覧等を行わないこと。

四 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。

五 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

(指示)

第十三条 文学館の長(以下「館長」という。)は、入館者に対して文学館の管理及び使用に必要な指示を与えることができる。

(立入り)

第十四条 使用者は、館長が文学館の管理のため、その使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

(施設の損傷等の届出)

第十五条 使用者は、その使用中に施設又は付属設備が損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一(第四条関係)

撮		
影	四三〇円	四、九二〇円

注一 原稿、墨書及び絵画は、一葉を一点とする。

注二 その他の文学資料は、各個を一点とする。

別表第二(第七条関係)

和室	区 分		単位	使用料
	電気炉	その他		
和室	電気炉	移動型展示システムケース	一台	一一〇円
		移動型展示ローケース	一台	一一〇円
		音響装置	一式	一、五九〇円
		ポータブルプロジェクター	一台	五二〇円
		スライドフィルムビデオコンバーター	一台	五二〇円
		十六ミリフィルムビデオコンバーター	一台	五二〇円
		レーザーディスクデッキ	一台	五二〇円
		スクリーン用ビデオデッキ	一台	五二〇円
		テレビ用ビデオデッキ	一台	五二〇円
			一台	五二〇円

注 使用料の額は、午前(九時三十分から十二時三十分まで)、午後(十三時から十七時まで)又は夜間(十七時から二十一時まで)それぞれ一回の使用につき納付する額とする。

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

群馬県立土屋文明記念文学館文学資料撮影申請書 <div style="float: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県立土屋文明記念文学館長 あて <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 氏 名 (電話/FAX)</div> 次のとおり申請します。				
文学資料の名称	点	数	作 者 名	
目 的				
方 法	写真・ビデオ・映画			
観 覧 日 時	年	月	日	時 分 時 分 から 分まで
料   金	写 真	点	円	計
	ビ デ オ	点	円	
	映 画	点	円	

注 1 太枠線内のみ記入してください。

2 寄託された文学資料又は著作権のある文学資料を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付すること。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

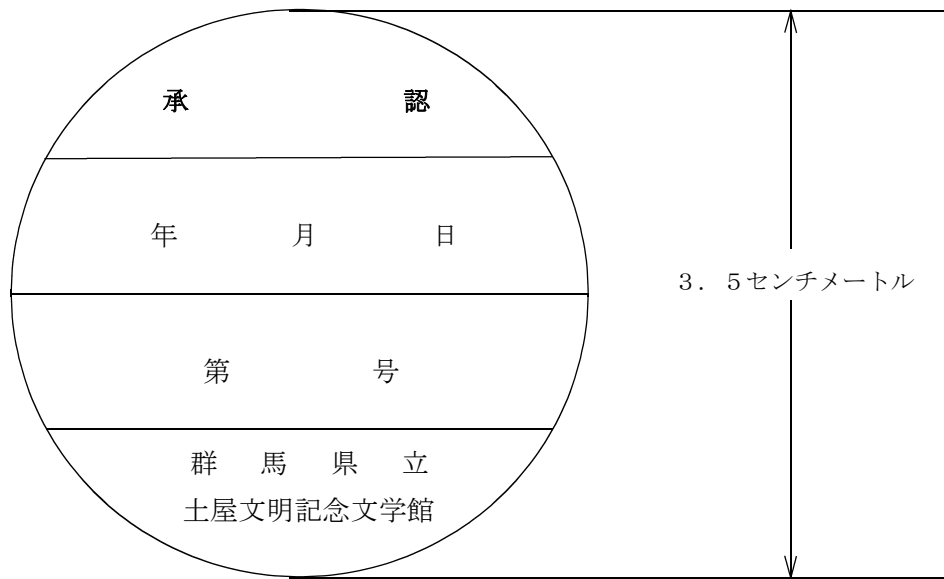
別記様式第2号（規格A4）（第3条関係）

群馬県立土屋文明記念文学館文学資料閲覧等申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 群馬県立土屋文明記念文学館長 あて <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">住 所 氏 名 (電話/FAX)</div> 次のとおり申請します。		
文 学 資 料 の 名 称	点 数	作 者 名
目 的		
観 覧 日 時	年 月 日	時 分 時 分 から まで

注 太枠線内のみ記入してください。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

別記様式第3号(第3条関係、第5条関係、第6条関係、第9条関係)





別記様式第4号(規格A4)(第5条関係)

群馬県立土屋文明記念文学館施設等使用承認申請書				年 月 日
群馬県立土屋文明記念文学館長 あて		住 所 団 体 名 代 表 者 住 所 フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名 生 年 月 日 ・ 性 別 ( 電 話 )		
次のとおり申請します。				
使 用 施 設	企画展示室、研修室(第一・第二・第三)、和室			
附 属 設 備	①移動型展示ローケース ②移動型展示システムケース ③音響装置 ④ポータブルプロジェクター ⑤スライドフィルムビデオコンバーター ⑥16ミリフィルムビデオコンバーター ⑦レーザーディスクデッキ ⑧スクリーン用ビデオデッキ ⑨テレビ用ビデオデッキ ⑩電気炉			
使 用 日 時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	から	午前・午後 夜間・一日
使 用 目 的		使用人員		
使 用 責 任 者	住 所		電 話	( )
	フ リ ガ ナ		生 年 月 日	
	氏 名		性 別	
造 作 物 等 設 置 の 有 無			有	無
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>				
使 用 料	施 設	附 属 設 備	計	
	円	円	円	
上記のとおり承認してよろしいか。				使承第 年 月 日 号
館 長				発議者

注1 太枠線内のみ記入してください。  
 2 使用施設欄及び附属設備欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 3 午前とは9時30分から12時30分まで、午後とは13時から17時まで、夜間とは17時から21時まで、一日とは9時30分から21時までをいいます(企画展示室は17時まで)。

別記様式第5号（規格A4）（第6条関係）

群馬県立土屋文明記念文学館使用変更・取消し承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県立土屋文明記念文学館長 あて <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 団 体 名 代 表 者 住 所 フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名 生 年 月 日 ・ 性 別 ( 電 話 )</div> 次のとおり変更・取消しをしたいので承認してください。					
使用承認年月日	年 月 日				
変更又は取消しの 内 容	変 更 前		変 更 後 ・ 取 消 し		
	使 用 日	年 月 日	年 月 日	取消し	
	使用施設等				
	時 間	午前・午後 夜間・一日	午前・午後 夜間・一日		
	そ の 他				
変更又は取消しの 理 由					
上記のとおり承認してよろしいか。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">使変承第 年 月 日 号</div>					
館 長					発議者

注1 太枠線内のみ記入してください。

2 群馬県立土屋文明記念文学館施設等使用承認申請書（承認済みのもの）を添付してください。

別記様式第6号（規格A4）（第8条関係）

群馬県立土屋文明記念文学館観覧料等返還申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県立土屋文明記念文学館長 あて <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 団 体 名 代 表 者 住 所 フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名 生 年 月 日 ・ 性 別 ( 電 話 )</div> 印 次のとおり観覧料等を返還してください。 円 ただし、年 月 日納付した群馬県立土屋文明記念文学館観覧料若しくは撮影料又は使用料の返還金						
返 還 申 請 の 理 由						
返 還 金 受 取 金 融 機 関	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">銀行</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     口座番号 (普)                      (当)                 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">隔 地 払</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名義人</td> </tr> </table>	銀行	支店	口座番号 (普) (当)	隔 地 払	名義人
銀行	支店					
口座番号 (普) (当)	隔 地 払					
名義人						

注 次のうち該当するものを添付してください。

- 1 観覧券
- 2 群馬県立土屋文明記念文学館文学資料撮影申請書（承認済みのもの）
- 3 群馬県立土屋文明記念文学館施設等使用承認申請書（承認済みのもの）
- 4 群馬県立土屋文明記念文学館施設等使用変更・取消し申請書（承認済みのもの）

別記様式第7号（規格A4）（第9条関係）

群馬県立土屋文明記念文学館観覧料免除申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div> 群馬県立土屋文明記念文学館長 あて <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     住 所                      学 校 名                      氏 名                      （電話／FAX）                 </div> 次のとおり申請します。	
申請の理由	
観覧日時	年 月 日 時 分から 分まで
観覧人数	児童及び生徒の人員 <span style="float: right;">人</span>
	引率者の人員 <span style="float: right;">人</span>
責任者氏名	
観覧料	円

注 太枠線内のみ記入してください。

注 意 事 項		承 認 印 欄	
------------------	--	------------------	--

群馬県立美術館の特別観覧料等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十号

群馬県立美術館の特別観覧料等に関する規則を廃止する規則

群馬県立美術館の特別観覧料等に関する規則(昭和四十九年群馬県規則第八十五号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立歴史博物館の特別観覧料等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十一号

群馬県立歴史博物館の特別観覧料等に関する規則を廃止する規則

群馬県立歴史博物館の特別観覧料等に関する規則(昭和五十四年群馬県規則第六十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立自然史博物館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十二号

群馬県立自然史博物館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則を廃止する規則

群馬県立自然史博物館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則(平成八年群馬県規則第七十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立土屋文明記念文学館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十三号

群馬県立土屋文明記念文学館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則を廃止する規則

群馬県立土屋文明記念文学館の特別の企画による展示の観覧料等に関する規則(平成八年群馬県規則第六十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十四号

社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則

第一条 この規則は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十八条の二から第六十八条の四までの規定による届出について、必要な事項を定めるものとする。  
(無料低額宿泊所の開始の届出)

第二条 法第六十八条の二の規定による届出は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)開始届(別記様式第一号)により行うものとする。

第三条 法第六十八条の三の規定による届出(社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業の休止又は再開の届出を除く。)は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)変更届(別記様式第二号)により行うものとする。

第四条 法第六十八条の三の規定による届出(社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業の休止又は再開の届出に限る。)は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)変更届(休止・再開)(別記様式第三号)により行うものとする。

第五条 法第六十八条の四の規定による届出は、第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)廃止届(別記様式第四号)により行うものとする。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の日から令和四年三月三十一日までの第二条に規定する届出については、別記様式第一号中
- 「別添8-4 事業開始時における契約書(金銭管理) (金銭管理を実施する場合のみ) サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを提供とする者に対する処遇の方法」
- 「別添8-4 事業開始時における契約書(金銭管理) (金銭管理を実施する場合のみ)」

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届

年 月 日

群馬県知事 あて

(施設設置者)  
所在地  
名称  
代表者 印

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するに当たり、社会福祉法第68条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称及び種類

フリガナ ----- 施設の名称			
施設の所在地		〒 ー  ビルの名称等	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
種類	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所）		

2 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

法人等の名称			
主たる事業所の所在地		〒 ー  ビルの名称等	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
届出時における法人等の経歴・資産状況	別添1のとおり		
代表者	職名	氏名	

3 条例、定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	第 条

4 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建 (うち当該施設として使用する部分 階部分の 全部・一部)
敷地面積	m <sup>2</sup>
総床面積	m <sup>2</sup> (うち当該施設に使用する部分 専用 m <sup>2</sup> 、共用 m <sup>2</sup> )
建築年月日	年 月 竣工
建物の平面図	別添3のとおり
当該事業に使用する設備の有無 (有する設備に <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 居室 (詳細は別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他 ( )
土地及び建物の使用に関する権利	別添5のとおり

5 事業開始の年月日

年 月 日
-------

## 6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者(施設長)	職名 (経歴は別添6のとおり)	フリガナ 氏名
幹部職員(施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する。)	職名 (経歴は別添6のとおり)	フリガナ 氏名

## 7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添7のとおり
運営規程等	別添8のとおり

## (添付書類)

- 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 別添1-2 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- 別添1-3 届出時における役員等名簿
- 別添1-4 代表者誓約書
- 別添2 届出時における法人の定款
- 別添3 平面図(各部屋の広さや長さが分かる図面)
- 別添4 居室面積・使用料(家賃)一覧
- 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等(土地・建物の権利関係を明らかにする書類)
- 別添6 経歴申告書
- 別添7 入居者に対する処遇に関する項目
- 別添8-1 運営規程
- 別添8-2 金銭管理規程(金銭管理を実施する場合のみ)
- 別添8-3 事業開始時における契約書(居室利用・サービス利用)・重要事項説明書
- 別添8-4 事業開始時における契約書(金銭管理)(金銭管理を実施する場合のみ)
- 別添9 サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

## (その他、必要に応じて添付が必要となる書類)

- ・ 配置図(建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面)
- ・ 案内図(最寄駅から事業所までの地図)
- ・ 設備・備品等一覧、写真
- ・ 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの(建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況等)
- ・ 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの(直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況等)
- ・ 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- ・ 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- ・ 損害賠償責任保険証書
- ・ 改善計画書

## (注)

- ・ 当届出書は、事業開始の日から1か月以内に届け出ること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外が事業を開始する場合には、事業開始の前日に届出が必要になるので注意すること。
- ・ 別添1-3、1-4、4、6及び7については、知事が別に定める様式により作成すること。



別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

## 第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)変更届

年 月 日

群馬県知事 あて

(施設設置者)

所在地

名称

代表者

印

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、届出事項を変更(する した)ため、社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 事業所(無料低額宿泊所)の名称

2 変更事項(該当する項目に○)

①建物その他の設備の規模及び構造

②事業開始の年月日

③福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

④施設の名称及び種類

⑤設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

⑥条例、定款その他の基本約款

⑦施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

3 変更の内容 ※添付書類 あり なし

4 変更の事由

5 変更年月日 年 月 日

添付書類

・  
・

(注) 当届出書は、変更後1か月以内に届け出ること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が2①～③を変更する場合には、変更する前に届出が必要になるので注意すること。

別記様式第3号(規格A4)(第4条関係)

第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)変更届(休止・再開)

年 月 日

群馬県知事 へ

(施設設置者)

所在地

名称

代表者

印

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、休止又は再開をするため、社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 事業所(無料低額宿泊所)の名称
- 2 変更事項(該当する項目に○) ( 休止 ・ 再開 )
- 3 変更の事由
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更に係る連絡事項

添付書類

・  
・

(注) 当届出書は、休止又は廃止後1か月以内に届け出ること。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、休止又は廃止する前に届出が必要になるので注意すること。

別記様式第4号(規格A4)(第5条関係)

第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)廃止届

年 月 日

群馬県知事 あて

(施設設置者)

所在地

名称

代表者

印

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を廃止するため、社会福祉法第68条の4の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 廃止する事業所(無料低額宿泊所)の名称

2 廃止年月日 年 月 日

3 廃止の事由

4 廃止に係る連絡事項

添付書類

・

・

(注) 当届出書は、廃止の日から1か月以内に届け出ること。

群馬県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第四十五号

### 群馬県文化財保護条例施行規則

#### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 県指定重要文化財(第三条―第十三条)
- 第三章 県指定重要無形文化財(第十四条―第十七条)
- 第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財(第十八条・第十九条)
- 第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第二十条―第二十四条)
- 第六章 県選定保存技術(第二十五条)
- 第七章 埋蔵文化財(第二十六条―第二十九条)
- 第八章 雑則(第三十条・第三十一条)
- 附則
- 第一章 総則
- (趣旨)
- 第一条 この規則は、群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
- (用語の意義)
- 第二条 この規則の本則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
- 第二章 県指定重要文化財
- (指定の申請)
- 第三条 条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書(別記様式第二号)を添えて、知事に申請しなければならない。
- (指定書)
- 第四条 条例第四条第六項に規定する指定書は、別記様式第三号のとおりとする。
- (指定書の再交付)
- 第五条 指定書の交付を受けた者は、当該指定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書(別記様式第四号)を知事に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。
- 2 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該指定書を知事に返付しなければならない。
- (管理責任者選任等の届出)

第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届(別記様式第五号)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第七条 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は所有者変更届(別記様式第六号)によるものとし、同条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は所有者氏名等変更届(別記様式第七号)によるものとする。

(滅失等の届出)

第八条 条例第十一条の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届(別記様式第八号)によるものとする。

(所在場所変更の届出)

第九条 条例第十二条の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届(別記様式第九号)によるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十条 条例第十二条ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第十五条第一項の規定による補助金を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十七条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十八条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第十九条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十二条の規定による届出を行つて所在の場所を変更した後又は前各号に掲げる所在の場所を変更した後、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

2 条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届出をすることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

(現状変更等の許可申請等)

第十一条 条例第十七条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書(別記様式第十号)を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届(別記様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

い。

第十二条 条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県指定重要文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。
- 二 県指定重要文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

(修理の届出)

第十三条 条例第十八条第一項の規定による修理の届出は、修理届(別記様式第十二号)によるものとする。

第三章 県指定重要無形文化財

(指定の申請)

第十四条 条例第二十三条第一項の規定による県指定重要無形文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書により知事に申請しなければならない。

(認定書)

第十五条 知事は、条例第二十三条第二項の規定による県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定(同条第五項の規定による追加認定を含む。)したときは、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書(別記様式第十四号)を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十四条第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)

第十六条 条例第二十五条前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保持者の芸名又は雅号の変更
- 二 保持者について、その保持する県指定重要無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条 条例第二十五条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届(別記様式第十五号)によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届(別記様式第十六号)によるものとする。

第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財

(現状変更の届出)

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による現状変更等をしようとする者は、現状

変更届(別記様式第十七号)を当該現状変更等をしようとする日前十五日までに、知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第十九条 第三条から第十条まで及び第十三条の規定は、県指定重要有形民俗文化財について準用する。

2 第十四条の規定は、県指定重要無形民俗文化財について準用する。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定の申請)

第二十条 条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書を添えて、知事に申請しなければならない。

(標識等の設置基準等)

第二十一条 条例第四十条の規則で定める標識の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 材料は石とすること。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料とすることができること。
- 二 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 群馬県知事の文字

ハ 指定年月日

ニ 標識の建設年月日

2 条例第四十条の規則で定める説明板の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 指定年月日

ハ 説明事項

ニ 保存上注意すべき事項

ホ その他所在、地番等参考となる事項

二 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げること。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合は、この限りでないこと。

3 条例第四十条の規則で定める境界標の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石造又はコンクリート造の十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とすること。

二 境界標の上面には指定地域の境界の方向を示す方向指示線を、側面には文化財境界及び群馬県の文字を彫ること。

4 前三項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設(次項において「標識等」という。)は、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な程度において、環境に調和するよう設置するものとする。

5 条例第四十条の規定による標識等を設置しようとする者は、当該標識等の設計仕様書、設計図(説明板の設置の場合は、その記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事に、その旨並びに当該工事及び終了の予定時期を報告しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十二條 条例第四十一条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、土地の所在等異動届(別記様式第十九号)によるものとする。

(維持の措置の範囲)

第二十三條 条例第四十二条において準用する条例第十七條第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の現状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

(準用規定)

第二十四條 第六条から第八条まで、第十一条及び第十三條の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第六章 県選定保存技術

(準用規定)

第二十五條 第十四條から第十七條までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第七章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財評価委員会)

第二十六條 条例第四十五條の二に規定する報償金の額の決定その他出土した文化財(以下「出土品」という。)の評価を行うため、群馬県に群馬県埋蔵文化財評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 知事は、出土品の評価を行う必要があるときは、評価委員会に諮問しなければならない。

3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する者をもって構成する。

4 前三項に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、知事が定める。

(譲与等)

第二十七條 条例第四十五條の三第一項の規定による譲与又は同條第二項の規定による譲与若しくは譲渡を受けようとする者は、別記様式第二十号により知事に申請しなければならない。

(土地の発掘に係る届出、指示、命令等)

第二十八條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第九十二条第一項に規定する調査のための発掘をしようとする者は、別記様式第二

十一号により知事に届け出なければならない。

2 法第九十三条第一項又は第九十四条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘をしようとする場合は、別記様式第二十二号により届出又は通知を知事にしなければならない。

3 法第九十六条第一項又は第九十七条第一項に規定する新たな遺跡と認められるものを発見したときは、別記様式第二十三号により届出又は通知を知事にしなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、法第八十四条第一項第六号の規定により知事が行うこととなる事務について必要な事項は、知事が定める。

(埋蔵物の発見に係る届出等)

第二十九條 埋蔵物を発見した者は、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四條第一項の規定により当該埋蔵物を警察署長に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により提出された埋蔵物が文化財と認められるときは、直ちに別記様式第二十四号により当該埋蔵物を知事に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の埋蔵物を鑑査し、文化財と認めるときは、別記様式第二十五号により警察署長及び発見者並びに土地所有者に通知するものとする。

第八章 雑則

(台帳)

第三十條 知事は、県指定の文化財及び県選定の保存技術について、必要な事項を記載した台帳を備えて置くものとする。

(指定等の基準)

第三十一條 条例及びこの規則の規定による指定、認定及び選定の基準については、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第十九号)による廃止前の群馬県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第十二号)の規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為とみなす。

別記様式第1号（第3条関係）

	年	月	日
群馬県知事 へ			
住所 申請者 氏名			印
群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）指定申請書			
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）の指定を受けたいので、申請します。			
1 名称及び員数			
2 所在の場所			
3 所有者の氏名又は名称及び住所			
4 占有者の氏名又は名称及び住所			
5 寸法重量又は材質（建造物は、構造及び形式）			
6 製作年代又は時代			
7 製作者名			
8 由来及び沿革			
9 現状			
10 その他参考となる事項			

添付書類

- 1 有形文化財の最近の写真（キャビネ版）又は平面実測図
- 2 位置図
- 3 所在する土地の登記所に備えられた地図の写し
- 4 有形文化財に関する文献その他参考となる資料
- 5 所有者及び権限に基づく占有者の同意書

別記様式第2号(第3条、第20条関係)

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 申請者 氏名
印
同意書
私の所有(占有)する下記の物件を群馬県指定重要文化財(群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物)に指定することに同意します。
記
1 名称及び員数
2 物件の所在地
3 指定の区域
4 その他参考となる事項



別記様式第3号(第4条関係)

(表)

<p>群 馬 県 指 定 重 要 文 化 財 ( 群 馬 県 指 定 重 要 有 形 民 俗 文 化 財 ) 指 定 書</p>	<p>割 り 印</p>	<p>(名称)(員数)</p>	<p>(構造形状及び寸法その他の特徴)</p>	<p>右を群馬県文化財保護条例に基づき群馬県指定重要文化財(群馬県指定重要有形民俗文化財)に</p>	<p>指定する</p>	<p>年 月 日</p>	<p>群馬県知事</p>	<p>記 号 番 号</p>
--	----------------------	-----------------	-------------------------	--	-------------	----------------------	--------------	----------------------------



別記様式第4号（第5条、第15条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 申請者 氏 名
印
指定書等再交付申請書
次のおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）の指定書（又は群馬県指定重要無 形文化財の認定書）を亡失した（盗み取られた・滅失した・毀損した）ので、再交付を申請します。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書（認定書）の記号番号
3 亡失等の年月日
4 亡失等の理由及び状況
5 その他参考となる事項

添付書類

事実を証するに足りる文書又は毀損した指定書（認定書）

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏 名
印
管理責任者選任等届
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財、群馬県指定史跡、群馬県指定名勝、群馬県指定天然記念物）の管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所在の場所
4 管理責任者の氏名、住所、職業及び年齢
5 選任（解任）の年月日
6 選任（解任）の理由
7 その他参考となる事項

添付書類

選任の場合は、選任された者の承諾書

別記様式第6号（第7条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏 名
印
所有者変更届
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の所有者が変更したので届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所在の場所
4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
5 変更の年月日
6 変更の理由
7 その他参考となる事項

添付書類

指定書

別記様式第7号(第7条関係)

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
印
所有者氏名等変更届
次のとおり群馬県指定重要文化財(群馬県指定有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物)の所有者(管理責任者)の氏名(名称・住所)に変更があったので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所在の場所
4 変更内容 変更前 変更後
5 変更の年月日
6 変更の理由
7 その他参考となる事項

添付書類

指定書

別記様式第8号（第8条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
印
滅失等届
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）を滅失した（毀損した・亡失した・盗み取られた）ので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所在の場所
4 所有者の氏名又は名称及び住所
5 滅失等の事実を知った年月日
6 滅失等の事実が生じた日時及び場所
7 滅失等の事実が生じた当時における管理の状況
8 滅失等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
9 その他参考となる事項

別記様式第9号（第9条関係）

年 月 日
群馬県知事 へ
住所 届出者 氏名
印
所在場所変更届
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）の所在の場所を変更したい（変更した）ので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 変更内容 変更前の所在の場所 変更後の所在の場所
4 変更予定（変更）の年月日
5 変更の理由
6 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定年月日
7 その他参考となる事項

添付書類

指定書



別記様式第10号（第11条関係）

群馬県知事 あて	年 月 日
住 所 申請者 氏 名	印
現状変更等許可申請書	
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、申請します。	
1 名称及び員数	
2 指定年月日及び指定書の記号番号	
3 所在の場所	
4 所有者の氏名又は名称及び住所	
5 占有者の氏名又は名称及び住所	
6 管理責任者の氏名又は名称及び住所	
7 現状変更等を必要とする理由	
8 現状変更等の内容及び実施方法	
9 現状変更等の着手及び終了の予定時期	
10 現状変更等に係る工事施行者の氏名及び住所	
11 その他参考となる事項	

添付書類

- 1 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等をしようとする箇所の見取図又はその地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 3 現状変更等をしようとする箇所又は地域の写真（キャビネ版）
- 4 申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書（管理責任者が選任されている場合にあっては、管理責任者の承諾書）
- 5 所有者と権限に基づく占有者が異なる場合で申請者が当該占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 6 管理団体がある場合には、当該管理団体の意見書

別記様式第11号（第11条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
印
現状変更等終了届
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を終了したので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所在の場所
4 現状変更等の内容
5 現状変更等の許可年月日
6 施行時期
7 その他参考となる事項

添付書類

現状変更等の結果を示す写真（キャビネ版）又は見取図

別記様式第12号（第13条関係）

	年 月 日
群馬県知事 あて	
住所 届出者 氏名	印
修理届	
<p>次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の修理をしたいので、届け出ます。</p>	
1 名称及び員数	
2 指定年月日及び指定書の記号番号	
3 所有者の氏名又は名称及び住所	
4 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	
5 修理を必要とする理由	
6 修理の内容及び方法	
7 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間	
8 修理の着手及び終了の予定時期	
9 修理施行者の氏名及び住所	
10 その他参考となる事項	

添付書類

- 1 修理に係る設計仕様書及び設計図
- 2 修理をしようとする箇所の写真（キャビネ版）又は見取図

別記様式第13号（第14条関係）

	年 月 日
群馬県知事 あて	
住所 申請者 氏名	印
群馬県指定重要無形文化財指定（群馬県指定重要無形民俗文化財指定・群馬県選定保存技術選定）申請書	
次のとおり群馬県指定重要無形文化財の指定（群馬県指定重要無形民俗文化財の指定・群馬県選定保存技術の選定）を受けたいので、申請します。	
1 名称	
2 所在の場所	
3 保持者の氏名、生年月日及び芸名又は雅号	
4 保持（保存）団体の名称、代表者の氏名及び所在地	
5 由来及び沿革	
6 技芸等の内容	
7 使用する道具の概要	
8 その他参考となる事項	

添付書類

- 1 無形文化財、無形民俗文化財又は文化財の保存技術等の最近の実情を示す写真（キャビネ版）及び文献  
その他参考となる資料
- 2 無形文化財又は文化財の保存技術を保持する者又は団体の経歴及び沿革
- 3 団体の場合は、その団体の構成員の氏名、住所、生年月日、性別及び芸名又は雅号を記載した構成員名簿

別記様式第14号（第15条関係）

（表）

記号番号	認 定 書	割 り 印	<p>右を群馬県文化財保護条例に基づき群馬県指定重要無形文化財（群馬県選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団体）として認定します</p> <p>年 月 日</p> <p>群馬県知事</p>
			<p>（氏名・団体名 （芸名雅号等） （生年月日） 殿）</p>

認定の要件															
保持者の住所又は保持団体の若しくは保存団体の事務所の所在地															
交付又は再交付年月日															
氏名又は名称															
住所又は所在地															
変更年月日															
<p style="text-align: right;">備考</p> <p>一 認定書は亡失、毀損などしないよう大切に保管してください。</p> <p>二 保持者氏名等変更届（死亡又は心身の故障による場合を除く。）、保持団体名称等変更届を提出するときは、この認定書を添付してください。</p> <p>三 認定が解除されたとき又は保持団体・保存団体が解散したときは、この認定書を返付してください。</p>															

(裏)

別記様式第15号(第17条関係)

年 月 日
群馬県知事 へ
住所 届出者 氏名
印
保持者氏名等変更届
次のとおり群馬県指定重要無形文化財(群馬県選定保存技術)の保持者の氏名(住所・芸名・雅号)に変更があった(保持者が死亡した・保持者が心身の故障を生じた)ので、届け出ます。
1 名称
2 認定年月日及び認定書の記号番号
3 変更内容 変更前氏名(住所・芸名・雅号) 変更後氏名(住所・芸名・雅号)
※死亡の場合
3 死亡した保持者の氏名及び住所
※心身の故障の場合
3 心身の故障を生じた保持者の氏名、住所及び故障の程度
4 変更(死亡・発生)の年月日
5 その他参考となる事項

添付書類

認定書(ただし、死亡又は心身の故障による届出の場合は除く。)

別記様式第16号（第17条関係）

	年 月 日
群馬県知事 あて	
事務所の所在地 届出者 名称及び代表者氏名	印
保持団体名称等変更届	
次のとおり群馬県指定重要無形文化財（群馬県選定保存技術）の保持（保存）団体の名称（事務所の所在地・代表者・構成員）に変更があった（が解散した）ので、届け出ます。	
1 名称	
2 認定年月日及び認定書の記号番号	
3 名称又は事務所の所在地の変更の場合 変更前名称（事務所の所在地） 変更後名称（事務所の所在地）	
4 代表者の変更又は構成員の異動の場合 旧代表者又は構成員の氏名及び住所 新代表者又は構成員の氏名、住所及び経歴	
5 解散の場合 保持（保存）団体の名称及び事務所の所在地	
6 変更（解散）の年月日	
7 変更（解散）の理由	

添付書類

- 1 認定書（ただし、構成員の異動の場合は除く。）
- 2 構成員の異動の場合は、新構成員の芸名又は雅号、性別及び生年月日を記載した書類



別記様式第17号（第18条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
印
現状変更届
次のとおり群馬県指定重要有形民俗文化財の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所有者の氏名又は名称及び住所
4 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
5 現状変更等を必要とする理由
6 現状変更等の内容及び方法
7 現状変更等の着手及び終了の予定時期
8 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真（キャビネ版）
- 3 届出者が所有者（占有者）以外である場合は、所有者及び占有者の承諾書

別記様式第18号（第20条関係）

	年 月 日
群馬県知事 あて	
住所 申請者 氏名	印
群馬県指定史跡名勝天然記念物指定申請書	
次のとおり群馬県指定史跡（群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の指定を受けたいので、申請します。	
1 名称	
2 所在地及び面積又は員数	
3 所在地の所有関係の概要	
4 沿革及び内容	
5 現状及び現在までの保存の経緯	
6 その他参考となる事項	

添付書類

- 1 記念物の最近の写真（キャビネ版）
- 2 位置図
- 3 所在する土地の所在、地番、地積並びに占有者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者氏名を記載した書類
- 4 所在する土地の登記所に備えられた地図の写し
- 5 所在する土地の登記事項証明書
- 6 所有者及び権限に基づく占有者の同意書
- 7 その他参考となる資料

別記様式第19号（第22条関係）

<p>群馬県知事 へ</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p style="text-align: center;">土地の所在等異動届</p> <p>次のとおり群馬県指定史跡（群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の所在（地番・地目・地積）に異動があったので、届け出ます。</p> <p>1 名称</p> <p>2 指定年月日及び指定書の記号番号</p> <p>3 異動等の理由</p> <p>4 その他参考となる事項</p> <p>5 異動明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="5">異 動 前</th> <th colspan="4">異 動 後</th> <th rowspan="2">異 動 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>所在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積</th> <th>所 有 者</th> <th>所在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>所 有 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	異 動 前					異 動 後				異 動 年 月 日	所在	地番	地目	地積	所 有 者	所在	地番	地目	所 有 者																																																			<p>年 月 日</p> <p>印</p>
異 動 前					異 動 後				異 動 年 月 日																																																													
所在	地番	地目	地積	所 有 者	所在	地番	地目	所 有 者																																																														

添付書類

地番及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写し

別記様式第20号(第27条関係)

	第	号	
	年	月	日
<p>群馬県知事 へ</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">文化財の(譲与・譲渡)申請書</p> <p>下記のとおり文化財の(譲与・譲渡)を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 譲与又は譲渡申請文化財</p> <p>(1) 品名及び数量</p> <p>(2) 発見の場所、遺跡名及び発見の年月日</p> <p style="padding-left: 20px;">発見の場所</p> <p style="padding-left: 20px;">遺跡名 <span style="margin-left: 100px;">遺跡</span></p> <p style="padding-left: 20px;">発見年月日 <span style="margin-left: 20px;">年</span> <span style="margin-left: 20px;">月</span> <span style="margin-left: 20px;">日</span></p> <p>(3) 発見者の氏名及び住所</p> <p>(4) 発見された土地の所有者の氏名及び住所</p> <p>(5) 文化財として認定された年月日</p> <p style="padding-left: 40px;">年 <span style="margin-left: 20px;">月</span> <span style="margin-left: 20px;">日</span></p> <p>2 譲与又は譲渡申請の理由</p> <p>3 譲与又は譲渡後の取扱い</p> <p>(1) 譲与又は譲渡後に保管する場所、施設及び保管方法</p> <p style="padding-left: 20px;">保管場所</p> <p style="padding-left: 20px;">保管施設</p> <p style="padding-left: 20px;">保管方法</p> <p>(2) 保管責任者となる者の氏名、役職及び連絡先</p> <p>(3) その他参考となる事項</p>			

添付書類

- 1 譲与又は譲渡を受けようとする者を証明する書類(申請者が地方公共団体又は当該出土品の発見者若しくはその発見された土地の所有者の場合を除く。)
- 2 土地の所有者の出土品の保存又は活用についての了解書
- 3 文化財保護法第101条の規定による警察署長の埋蔵文化財提出書(別記様式第24号)の写し
- 4 埋蔵文化財認定書(別記様式第25号)の写し

別記様式第21号（第28条関係）

（表）

	第 年	月	号 日
群馬県知事 へて			
住 所 氏名等			印
埋蔵文化財発掘調査の届出について			
埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。			
記			
1	発掘予定地の所在及び地番		
2	発掘予定地の面積		
3	発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状		
4	発掘調査の目的		
5	発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）		
6	発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴		
7	発掘着手の予定時期		
8	発掘終了の予定時期		
9	出土品の処置に関する希望		
10	その他参考となるべき事項		

添付書類

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(裏)

別記

文化財保護法第92条第1項

県文書番号	第	号	・	年	月	日
-------	---	---	---	---	---	---

1 所在地						
土地所有者	氏名等：					連絡先：
2 調査面積						m <sup>2</sup>
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ( )					
遺跡の名称	(県遺跡番号 )		員 数		(市町村遺跡番号 )	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )					
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )					
4 調査の目的	学术研究 ( ) 遺跡整備 保存目的のための範囲確認調査 自然崩壊			開発事業に伴う 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業(農道等を含む。) その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ( )		
	備考：					
5 調査主体	住所：					
	氏名等：					
6 発掘担当	住所：					
	氏名等：					
	経歴：					
7 着手予定時期	年	月	日	8 終了予定時期	年	月 日
9 出土品処置						
10 参考事項						

指示事項

- 注1 届出者は、太線内に記入すること。  
 2 遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入すること。

別記様式第22号(第28条関係)

(表)

	第 年	月	号 日
群馬県知事 あて			
住 所 氏名等			印
埋蔵文化財発掘の(届出・通知)について			
<p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)(第93条第1項・第94条第1項)、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条(第1項第5号・第2項)の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり(届出・通知)します。</p>			
記			
1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番			
2 土木工事等をしようとする土地の面積			
3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所			
4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状			
5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要			
6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)			
7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所			
8 当該土木工事等の着手の予定時期			
9 当該土木工事等の終了の予定時期			
10 その他参考となるべき事項			

添付書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別記  
文化財保護法第93条第1項・第94条第1項 (○で囲むこと。)

県文書番号	第	号・	年	月	日
-------	---	----	---	---	---

1 所在地					
2 調査面積	m <sup>2</sup>				
3 土地所有者	住所: ----- 氏名等:				
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ( )				
遺跡の名称	(県遺跡番号 )		員 数		(市町村遺跡番号 )
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )				
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )				
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業(農道等を含む。) その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ( )				
工事の概要					
6 工事主体者	住所: ----- 氏名等:				
7 施工責任者	住所: ----- 氏名等:				
8 着手予定時期	年	月	日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項					

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( )
---------	------------------------

注1 届出者・通知者は、太線内に記入すること。  
2 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入すること。



別記様式第23号（第28条関係）

（表）

	第	年	月	日
群馬県知事 へ				
住所				
氏名等				印
遺跡発見の（届出・通知）について				
<p>遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）（第96条第1項・第97条第1項）、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条（第1項第5号・第2項）の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり（届出・通知）します。</p>				
記				
1 遺跡の種類				
2 遺跡の所在及び地番				
3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
5 遺跡の発見年月日				
6 遺跡を発見するに至った事情				
7 遺跡の現状				
8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由				
9 出土品があるときは、その種類、形状及び数量				
10 遺跡の保護のためにとった、又はとろうとする措置				
11 その他参考となるべき事項				

添付書類

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別記  
文化財保護法第96条第1項・第97条第1項 (○で囲むこと。)

県文書番号	第	号・	年	月	日
-------	---	----	---	---	---

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ( )				
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )				
2 所在地					
3 土地所有者	住所:				
	氏名等:				
4 土地占有者	住所:				
	氏名等:				
5 発見年月日	年 月 日				
6 発見の事情					
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )				
8 現状の変更	時 期: 年 月 日 ~ 年 月 日				
	理 由:				
9 出 土 品	(種類・形状・数量)				
10 保護措置					
11 参考事項				開 発 等 面 積	m <sup>2</sup>

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( )
---------	------------------------

注1 届出者・通知者は、太線内に記入すること。  
 2 遺跡の種類、時代及び現状欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入すること。

別記様式第24号（第29条関係）

<p>群馬県知事 へ</p> <p style="text-align: center;">埋蔵文化財提出書</p> <p>次の物件は、埋蔵文化財と認められるので、現品（保管証）を添えて文化財保護法（昭和25年法律第214号）第101条の規定により提出します。</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">物件の名称及び種別</th> <th style="width: 10%;">数</th> <th style="width: 10%;">量</th> <th style="width: 50%;">発見者の住所、氏名、生年月日及び職業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> <td>発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名、生年月日及び職業</td> </tr> <tr> <td>発見の年月日</td> </tr> <tr> <td>発見の場所</td> </tr> <tr> <td>発見の原因</td> </tr> <tr> <td>発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>		物件の名称及び種別	数	量	発見者の住所、氏名、生年月日及び職業				発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名、生年月日及び職業	発見の年月日	発見の場所	発見の原因	発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	備考
物件の名称及び種別	数	量	発見者の住所、氏名、生年月日及び職業											
			発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名、生年月日及び職業											
			発見の年月日											
			発見の場所											
			発見の原因											
			発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日											
			備考											

別記様式第25号(第29条関係)

(その1)

第 号 年 月 日	
警察署長 様	
群馬県知事	
埋蔵物の文化財認定について	
年 月 日付 第 号で提出された下記物件は、鑑査の結果文化財と認定しましたので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第102条第2項の規定により通知します。	
記	
発 見 者	
土 地 所 有 者	
発 見 年 月 日	
発 見 の 場 所	
物 件 の 名 称 及 び 数 量	

(その2)

	第 号
	年 月 日
発見者 様	
群馬県知事	
埋蔵物の文化財認定及び当該文化財の帰属について(通知)	
年 月 日に 警察署長に届け出た下記所在遺跡に係る埋蔵物は、文化財と認定されました。	
このことにより、当該埋蔵物は、 年 月 日までに所有者が判明しない場合は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項の規定により群馬県に帰属します。また、文化財の所有者が判明した場合は、文化財保護法第103条の規定により当該警察署長に引き渡します。	
いずれの場合も、遺失物法(平成18年法律第73号)及び文化財保護法の規定により処置され、改めて通知しませんのであらかじめ御承知おきください。	
記	
所在遺跡	

（その3）

	第	号
	年	月
		日
土地所有者様		
群馬県知事		
埋蔵物の文化財認定及び当該文化財の帰属について（通知）		
年	月	日付
第	号	で（届出・通知）のあった土木工事等における発掘調査により出土した下記所在遺跡に係る埋蔵物は、文化財と認定されました。
このことにより、当該埋蔵物は、年 月 日までに所有者が判明しない場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項の規定により群馬県に帰属します。また、文化財の所有者が判明した場合は、文化財保護法第103条の規定により当該警察署長に引き渡します。		
いずれの場合も、遺失物法（平成18年法律第73号）及び文化財保護法の規定により処置され、改めて通知しませんのであらかじめ御承知おきください。		
記		
所在遺跡		

群馬県文化財保護審議会条例施行規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十六号

群馬県文化財保護審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県文化財保護審議会条例(昭和五十一年群馬県条例第八号)第七条第一項及び第十条の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の専門部会の設置及び審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)  
第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる専門部会を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる専門の事項について調査する。

専門部会の名称	担 任 す る 事 項
建造物専門部会	建造物である有形文化財に関する事項
美術工芸専門部会	絵画、彫刻又は工芸品である有形文化財に関する事項
歴史資料専門部会	書籍、典籍、古文書その他の有形文化財に関する事項(建造物専門部会及び美術工芸専門部会で担任する事項並びに考古資料を除く。)
無形文化財・民俗文化財専門部会	無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術に関する事項
史跡・考古専門部会	史跡、考古資料及び埋蔵文化財に関する事項
名勝・天然記念物専門部会	名勝及び天然記念物に関する事項

(専門部会の意見の聴取等)  
第三条 審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について知事に建議しようとする場合においては、当該事項に係るの専門部会の意見を聴いて審議する

ものとする。  
2 専門部会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、審議会に意見を述べることができる。  
(会議の公開)

第四条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審理の内容が次に掲げる事項の場合には、この限りでない。

- 一 群馬県指定重要文化財の指定又はその指定の解除に関する事
- 二 群馬県指定重要無形文化財の指定又はその指定の解除に関する事
- 三 群馬県指定重要無形文化財の保持者若しくは保持団体の認定又はその認定の解除に関する事
- 四 群馬県指定重要有形民俗文化財若しくは群馬県指定重要無形民俗文化財の指定又はその指定の解除に関する事
- 五 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定又はその指定の解除に関する事
- 六 群馬県選定保存技術の選定又はその選定の解除に関する事
- 七 群馬県選定保存技術の保持者若しくは保持団体の認定又はその認定の解除に関する事
- 八 その他審議会の議決によりその都度指定した事項に関する事

(委任)  
第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

附 則  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十七号

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十五年群馬県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の委託)  
第二条 条例第五条の規定により、群馬県埋蔵文化財調査センター(以下「センター」という。)の管理に関する事務を公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下「法人」という。)に委託する。

(考古資料等の貸付け)  
 第三条 センターの保管に係る考古資料及び埋蔵文化財の調査研究資料(以下「考古資料等」という。)は、群馬県立教育機関、国又は他の地方公共団体等において文化的活用のための公開の用又は教育の用に供するときは、これを貸し付けることができる。

(貸付け申請及び承認)

第四条 考古資料等の貸付けを受けようとする者は、考古資料等貸付承認申請書(別記様式第一号)正副二通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の考古資料等貸付承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを承認することができる。

3 考古資料等の貸付けの承認は、第一項の規定により提出された考古資料等貸付承認申請書の副本に承認印(別記様式第二号)を押し、これを考古資料等の貸付けを受けようとする者に交付することにより行うものとする。

(管理に関する指示等)  
 第五条 知事は、貸付けに係る考古資料等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があるときは、当該管理について指揮監督をすることができる。

(承認の取消し)  
 第六条 知事は、考古資料等の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該貸付けの承認を取り消すことができる。

- 一 考古資料等を毀損したとき。
- 二 貸付目的外の用に供したとき。
- 三 管理に関する指示等に従わないとき。

2 前項に規定する場合のほか、センターが自己の用に供する必要があるときは、当該貸付けの承認を取り消すことができる。

(損害賠償)  
 第七条 貸付けを受けた者は、その責めに帰すべき理由により、考古資料等を毀損又は滅失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを賠償し、又は修復しなければならない。

(考古資料等の利用)  
 第八条 考古資料等は、学術研究等のために利用しようとする者には、センター内に限って、これを利用させることができる。

(利用の申請及び承認)  
 第九条 考古資料等を利用しようとする者は、考古資料等利用承認申請書(別記様式第三号)正副二通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の考古資料等利用承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを承認することができる。

3 考古資料等の利用の承認は、第一項の規定により提出された考古資料等利用承認申請書の副本に承認印を押し、これを考古資料等を利用しようとする者に交付することにより行うものとする。

(準用規定)

第十條 考古資料等の利用については、第五条から第七条までの規定を準用する。

(考古資料の保管委託)  
 第十一条 県内の市町村の所有又は保管に係る考古資料について適当と認めるときは、当該市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下同じ。)の申出により、その保管の委託を受けることができる。

2 考古資料を保管委託しようとする市町村教育委員会は、保管委託申込書(別記様式第四号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、現品の搬入と引換えに、保管受託書(別記様式第五号)を交付しなければならない。

第十二條 保管の委託を受けた考古資料(以下「受託考古資料」という。)は、センターの保管に係る考古資料と同様の取扱いをするものとする。

2 受託考古資料は、委託市町村教育委員会の要求があつたとき、又はセンターにやむを得ない理由が生じたときに返還するものとする。

(受託考古資料の免責)  
 第十三條 天災地変その他不慮の事情による受託考古資料の損害に対しては、その責めを負わない。

(補則)  
 第十四條 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て法人の理事長が定める。

附 則  
 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

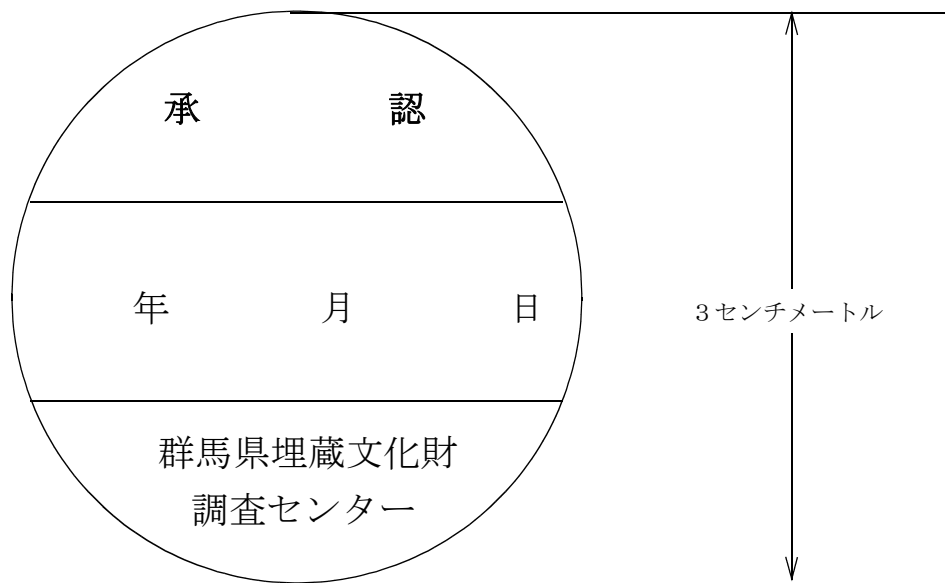
2 この規則の施行の日前に群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十一号)による廃止前の群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第六号)の規定により教育長に対してなされた申請その他の行為又はこの規則の施行の際現にその効力を有する教育長がした承認その他の行為で、同日以後は知事が管理し、及び執行することとなるものについては、知事に対してなされた申請その他の行為又は知事がした承認その他の行為とみなして、この規則の規定を適用するものとする。



別記様式第1号（規格A4）（第4条関係）

考古資料等貸付承認申請書 <div style="float: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県知事 あて <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     申請者 住 所                      団 体 名                      代表者氏名                      電 話 番 号                 </div> 印 次のとおり、考古資料等を借り受けたいので、承認してください。	
物 件 名	
使 用 目 的	
貸 付 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
貸付けを受けた後の所在場所	
申 請 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	
※ 承 認 条 件	
承 認 印 欄	注 ※印欄には、記入しないでください。

別記様式第2号(第4条、第9条関係)



別記様式第3号（規格A4）（第9条関係）

考古資料等利用承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県知事 あて <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、考古資料等を利用したいので、承認してください。</p>	
物 件 名	
利 用 目 的	
利 用 希 望 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 ま で
申 請 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	
※ 承 認 条 件	
承 認 印 欄	注 ※印欄には、記入しないでください。

別記様式第4号（規格A4）（第11条関係）

保管委託申込書		
群馬県知事 あて		年 月 日
申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号		印
次のとおり、考古資料を保管してください。		
物 件 名	数 量	特 記 事 項
保 管 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
条 件		

別記様式第5号（規格A4）（第11条関係）

保管受託書  年 月 日  群馬県知事 印  次のおり、考古資料を確かに預かりました。		
物	件	名 数 量
特	記	事 項
保 管 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
条 件		

群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十八号

群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則

(趣旨)

第一条 この規則は、銃砲刀剣類登録規則(昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号)第二条の規定により任命する群馬県銃砲刀剣類登録審査委員(以下「登録審査委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録審査委員)

第二条 登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 登録審査委員は、五人以内とする。

3 登録審査委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の登録審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 登録審査委員は、再任されることができる。

5 登録審査委員は、非常勤とする。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則を廃止する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十二号)による廃止前の群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則(平成十二年群馬県教育委員会規則第十四号)第二条第一項の規定により群馬県教育委員会が任命した登録審査委員で同日において任期を満了していないものについては、第二条第一項の規定により知事が任命したものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日までとする。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---